

国民健康保険の出産育児一時金の支給額を引き上げます

出産育児一時金

平成18年9月30日まで
1児につき30万円

平成18年10月1日から
1児につき35万円

市では、医療制度改革関連法の成立に伴い、国保被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額を現行の30万円から35万円に引き上げます。

ただし、改正後の支給額は平成18年10月1日以降の出産について適用となります。国保被保険者で、出産された方は、市役所および各総合支所の窓口申し込みください。

■申し込みに必要なもの

- ・ 国民健康保険証
- ・ 印鑑
- ・ 出産日が確認できるもの（母子手帳等）
- ・ 振込先金融機関が確認できるもの（郵便局以外）

出産費資金貸付制度

出産育児一時金は、出産後の請求となり、退院時の支払いには間に合いません。

兵庫県国民健康保険団体連合会では、国保被保険者の経済的負担を軽減するため、出産に必要な資金を無利子で貸し付ける制度を設けています。

次の要件を満たせば、出産育児一時金の支給額の80パーセント相当額を事前に貸し付けます。国保被保険者で、本制度の利用を希望される方は、市役所および各総合支所の窓口申し込みください。

■貸付要件

- ・ 国民健康保険の被保険者であること。
- ・ 納期到来月までの国民健康保険税を完納していること。
- ・ 出産予定日まで1カ月以内であること。

■貸付額

24万円（10月1日以降の出産については28万円）

■申込み時期

出産予定日1カ月前に入った時点で借入れを申し込むことができます。なお、申込みから7〜10日間程度で、指定の金融機関の口座に貸付金を振り込みます。

■申し込みに必要なもの

- ・ 国民健康保険証
- ・ 印鑑
- ・ 出産予定日が確認できるもの（母子手帳等）
- ・ 振込先金融機関が確認できるもの（郵便局以外）

■返済方法

出産後に支給される出産育児一時金から、一括返済していただきます。

したがって、出産育児一時金の支給時に受け取られる金額は、貸付額を差し引いた残りの6万円（10月1日以降の出産については7万円）となります。

《申込み・問合せ》

市民課国保医療係または各総合支所市民生活課

不妊専門総合相談

不妊や不育、男性不妊に関する悩みや不安、不妊治療の情報提供などさまざまな相談に医師、助産師が応じます。

■面接相談

- ▽日時 助産師（毎月第2土曜日）
・ 医師（毎月第3・4水曜日）
- ※いずれも祝日を除く午後2時〜5時（要予約）

☎078-360-8554
▽場所 県立男女共同参画センター1（神戸市中央区）

■電話相談

- ☎078-360-1388
- ▽日時 第1・3・4土曜日、第2木曜日（いずれも祝日を除く）午前10時〜午後4時
- ※相談は無料

《問合せ》兵庫県健康増進課保健指導係
☎078-341-7711



兵庫県特定不妊治療費助成事業について

兵庫県では、平成18年度から特定不妊治療費助成事業を次のとおり拡充しました。

- ▽対象治療法 配偶者間の体外受精および顕微授精（特定不妊治療）
- ▽対象者 兵庫県内（神戸・姫路市を除く）に住所を有する法律上の夫婦
- ▽所得制限 夫婦の合算所得

▽給付内容 1年度当たり上限額10万円、通算5カ年支給
以降は前年所得）
650万円未満（申請が1〜5月までは前々年、6月以降は前年所得）



- ▽対象医療機関 本助成事業指定医療機関
- ▽申請期限 治療終了後3カ月以内
- 《申請・問合せ》豊岡健康福祉事務所保健指導課
☎26-3662